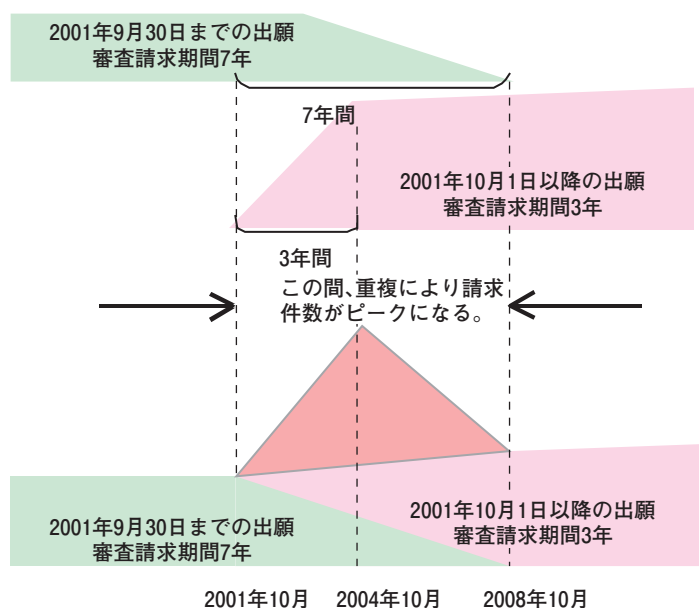


【新旧審査請求制度の共存による審査請求急増のイメージ】

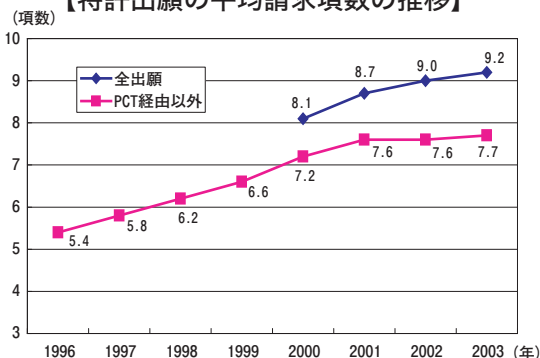


②特許審査の現状

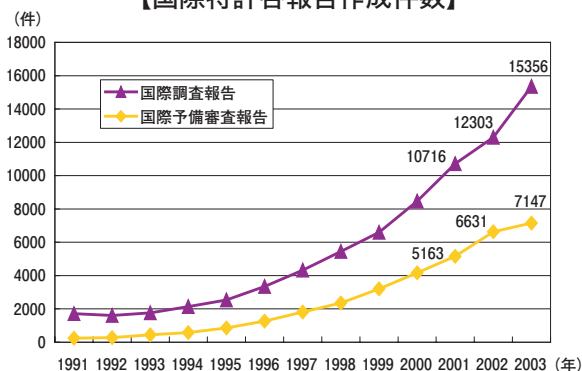
技術革新の進展に伴い、特許出願の内容も高度化・複雑化している。また、戦略的に特許を取得するために、出願人が、明細書に記載した技術をもとに権利範囲を多面的に設定する傾向を反映し、特許出願1件に含まれる発明の数（請求項数）は一貫して増加傾向にある。

更に、近年急増しているPCT出願に関する国際調査報告や国際予備審査報告の作成については、企業の事業戦略上、重要であると考えられることに加え、報告書の作成期限や諸外国の文献も含めた調査範囲が条約で定められているため、優先的に取り扱う必要がある。このため、特許審査官のPCT出願に関する業務が増大しており、結果として国内出願の関連業務に充てることができる審査能力の割合は減少する傾向にある。

【特許出願の平均請求項数の推移】¹



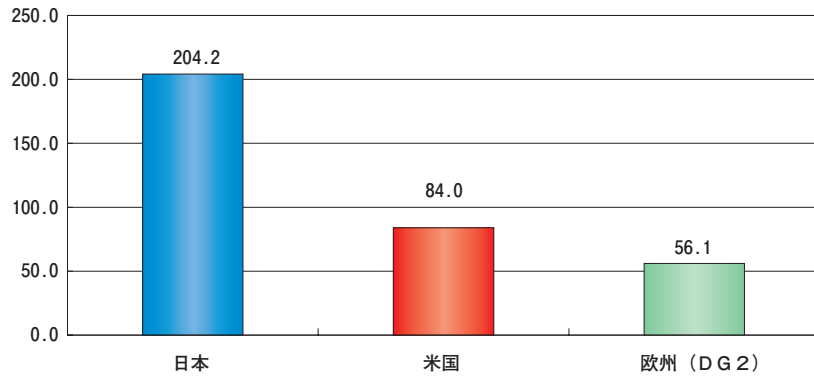
【国際特許各報告作成件数】



¹ 1999年まではPCT経由で国内段階に移行した出願の請求項数を取得していないため、日本国特許庁が直接受け付けた出願のデータのみ。

特許庁では審査業務の効率化に向け、先行技術調査の外部発注（アウトソーシング）やITを活用したペーパーレスシステムの導入等の抜本的な対策を講じており、この結果、審査官一人当たり、欧米の特許審査官の2～3倍の案件の審査を行い、少ない人員により効率的な審査を実現している。

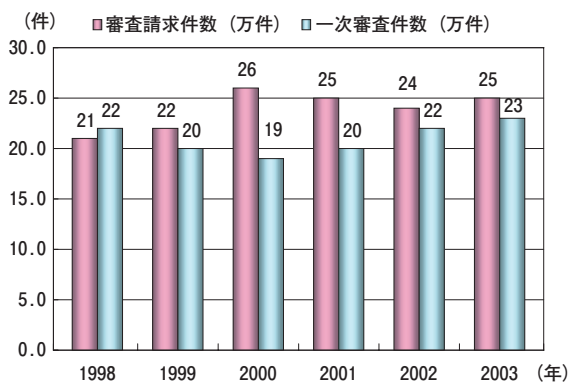
【2003年の1人当たりの最終審査+国際予備審査件数（米国のみ2003年度）】



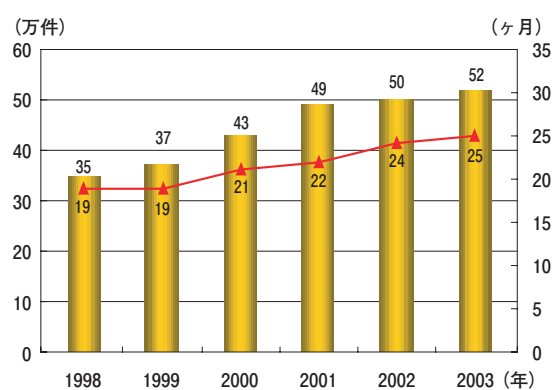
(備考) 日本、欧州は2003年、米国は2003年度の値。
 「審査官一人当たりの処理件数」は、最終処分件数と国際予備審査件数の合計を同年の審査官数で除したもの。
 (なお、欧州特許庁は審査部門 (DG2) の審査官数 (1949人) を使用して計算。)

しかしながら、近年の審査請求件数の増大に対応して、審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡が生じている。この4年間でみた場合、その不均衡は、7万1千件（2000年）、5万8千件（2001年）、2万2千件（2002年）、2万1千件（2003年）と改善傾向にはあるものの、滞貨の累積は約52万件まで増大し、審査順番待ち期間の長期化を招いている。さらに、審査請求期間を短縮する制度改正の影響で、今後数年にわたって審査請求件数が急増して、滞貨が約30万件程度増加し、審査順番待ち期間が一層長期化すると懸念されている。

【審査請求件数と一次審査件数の推移】



【審査待ち件数と審査順番待ち期間の増加】



(2) 特許審査の課題

経済のグローバル化が進展する中、企業経営には益々スピードが求められるようになってきており、審査順番待ち期間の長期化は、企業経営判断、例えば迅速な事業展開や研究開発の「選択と集中」にとって大きな阻害要因になっている。審査順番待ち期間を大幅に短縮し、特許審査を迅速化することができれば、我が国のベンチャー企業等の迅速な事業展開を促進することができると思われる。

また、特許審査が迅速化されると、審査結果を通じて研究開発の有効性を早期に判断することができるようになり、企業の研究開発投資をより有望な分野に集中させることが可能になる。更に、こうした企業活動への影響に加えて、特許審査の迅速化は、日本特許庁の審査結果をいち早く各国に発信して、各国特許庁の審査に供することを通じて、わが国で生まれた研究開発成果を国際的に早期かつ適切に権利化することにも大きく寄与する。

但し、特許審査の迅速化は、言うまでもなく、的確性（安定した権利付与）を維持しつつ行って初めてこれらの所期の効果を奏することができるものである。

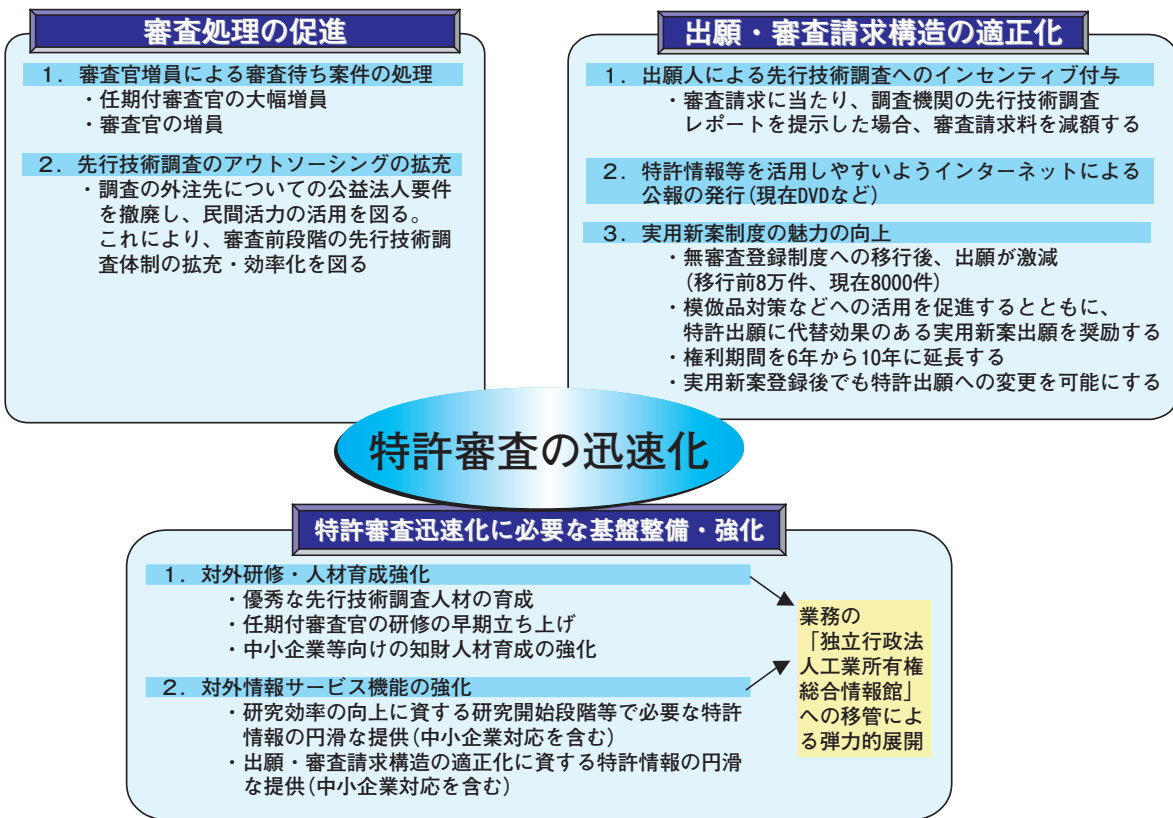
以上のことから、知的財産立国を目指す我が国にとって、審査順番待ち期間を限りなくゼロに近づける、いわゆる「審査順番待ち期間ゼロ」を実現することが、最重要課題の一つとなっている。本年1月の小泉総理大臣の所信表明演説においても、このような認識の下、「知的財産立国」を目指し、「順番待ち期間ゼロ」の特許審査を実現することが表明された。また、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」に対する衆・参両院の附帯決議においても、特許の審査順番待ち期間ゼロを実現すべき旨盛り込まれている。更に、知的財産戦略本部が本年5月に取りまとめた「知的財産推進計画2004」には、審査順番待ち期間をゼロとする最終目標に向けて、特許審査の迅速化を着実に実現するため、「審査順番待ち期間を、5年後（中期目標（2008年））においても20か月台に留めるとともに、10年後（長期目標（2013年））には、世界最高水準である11か月を達成する」ことが明記された。

特許庁においては、このような状況を踏まえ、審査順番待ち期間の長期化を防止し、中・長期的に審査請求件数（IN）と審査着手能力（OUT）の均衡を図るべく、従来より、審査請求の適正化策（IN対策）、及び審査能力強化策（OUT対策）を総合的に講じてきたところである。すなわち、IN対策としては、料金体系の見直し（審査請求料を上げ、出願料及び特許料を下げる料金改定）、審査請求料の一部返還制度の導入、出願上位企業の経営者等との意見交換を通じた審査請求適正化への協力、先行技術文献開示制度の導入、出願人の先行技術調査環境の整備（特許電子図書館）等を実施してきた。また、OUT対策としては、審査官の増員、専門補助職員の利用、審査業務の効率化に向けたITの活用、先行技術調査のアウトソーシングの拡大等が挙げられる。

(3) 特許審査の取組

「審査順番待ち期間ゼロ」を実現するためには、既存の滞貨約52万件に加え、今後発生が見込まれる約30万件の審査順番待ち案件（いわゆる「請求のコブ」）を一掃することが必要である。このため、特許審査の迅速化に向けたこれまでの取り組みを強化するとともに、更に強力な特許審査迅速化施策を実施していく必要がある。すなわち、通常審査官の増員に加えて任期付審査官を5年間で500名採用することによる、審査体制の抜本的な強化、今般成立した「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」に基づく、先行技術調査のアウトソーシングの一層の拡充（民間調査会社の先行技術調査への参入促進）、出願人の先行技術調査へのインセンティブ付与（特定登録調査機関制度の活用）、実用新案制度の魅力向上、特許審査迅速化に必要な基盤の整備・強化（人材育成機能、対外情報サービス機能の強化）等の総合施策を強力に推進していくことが必要である。

【特許審査の迅速化に向けた総合施策】



①迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた主な取組

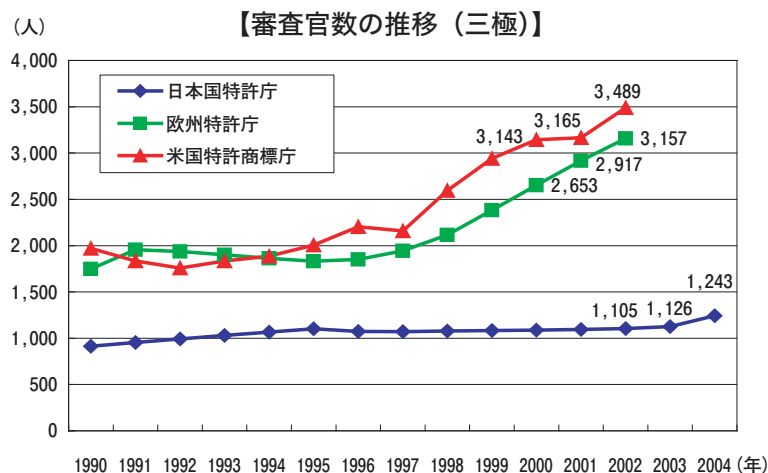
a. 通常審査官の確実な確保

審査の的確性を維持しつつ「審査順番待ち期間ゼロ」を実現するためには、まずは中長期的に審査請求件数（IN）と審査着手能力（OUT）の不均衡を解消するために必要な特許審査官の増員を行うことが求められる。このため、国家公務員の定員削減が進められる厳しい状況の中、必要な特許審査官の定員を確保する。

b. 任期付審査官500名の確保

「審査順番待ち期間ゼロ」を実現するためには、通常審査官の増員により、INとOUTの中長期的な均衡を図るとともに、今後約80万件まで増加すると見込まれる審査順番待ち案件（滞貨）を一掃することも極めて重要な課題である。

このような大規模な滞貨を一掃するには、一時的に審査能力を大幅に増強することが必要であるため、臨時措置として、任期付任用による専門性の高い外部人材を5年間にわたり毎年100名程度、合計500名程度の採用計画をたて、2004年度はその一環として98名の任期付審査官を採用した。引き続き任期付審査官の定員を毎年100名ずつ確保し、臨時的な審査能力の向上を図る。



c. 先行技術調査のアウトソーシングの拡充

「審査順番待ち期間ゼロ」の実現に向けて、通常審査官や任期付審査官の増員効果を最大限発揮するためには、先行技術調査のアウトソーシング（以下、「サーチ外注」という。）についても、規模を大幅に拡大していくことが必要不可欠である。

サーチ外注に関し、現行制度は、公益法人の中から特許庁が指定した指定調査機関に対し、先行技術調査等を外注できる仕組みとなっている。

今後、優秀な調査業務実施者（サーチャー）をより多方面から確保して、サーチ外注の一層の拡充を図るためには、公益法人要件の撤廃や、指定制度から登録制度への移行等によって、外注先機関の裾野を広げる必要がある。このため、今般の特許審査迅速化法において、これらの事項について必要な法的手当がなされている。今後、民間の調査会社等、複数機関が登録調査機関に新規参入することによって、サーチ外注規模の拡大が図られるとともに、登録調査機関の間に競争的環境が生まれることが期待される。

しかしながら、サーチ外注業務は高度の知識と一定の経験を必要とするため、新たに登録調査機関としてサーチ外注業務に参入する民間の調査会社等がこれらの要件を備えた所定の数の専門人材を自ら育成することは、相当のコストとリスクを伴う。このため、独立行政法人工業所有権総合情報館において、実践的な内容を含む充実した研修を実施して、専門性のある質の高いサーチャーの育成を行い、登録調査機関への新規参入の促進を図る予定である。

また、近年では、従来から行われてきた調査結果を報告書にまとめて特許庁に提出する形式の業務提供（納品型外注）から、報告書の提出に際して調査を担当した調査機関のサーチャーが調査結果を審査官に直接口頭で説明するとともに、審査官からサーチノウハウをフィードバックできる形式の業務提供（対話型外注）への転換を図るなど工夫を進めている。今後、先行技術調査のアウトソーシングの効率化及び質的向上が求められる中で、納品型から対話型への移行をさらに進めていく。

d. 特定登録調査機関制度の導入

特許審査迅速化法により、2005年4月から、特定登録調査機関制度が導入されることとなった。来年度より、当該制度を活用して、出願人が質の高いサーチレポートを審査請求前に入手し、権利化の見通しを立てて審査請求を行うことにより、出願人のより適切な審査請求行動を促すことができると期待される。

e. 的確な権利設定に向けた審査基準の改訂・運用

2003年、特許庁では、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会での検討を踏まえ、よりの確な特許保護及び国際調和の観点から、以下の審査基準の改訂、公表を行った。

(i) 「人間を手術、治療又は診断する方法」の審査基準の改訂（2003年8月）

遺伝子組換え製剤などの医薬品及び培養皮膚シート等の医療機器を製造するための方法は、同一人に戻すことを前提としている場合であっても特許の対象とすることを明確化した。

(ii) 「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準の改訂（2003年10月）

特許法第36条第6項第1号¹の規定は、「請求項に係る発明」と「発明の詳細な説明」との実質的な対応関係に基づき判断することを明確化した。

(iii) 「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」の審査基準の改訂（2003年10月）

「当初明細書等から直接的かつ一義的に導き出せる事項」について補正を認めていた審査基準を改め、「当初明細書等の記載から自明な事項」について補正を認めることとした。

(iv) 「発明の単一性の要件」の審査基準の改訂（2003年12月）

特許法改正に伴い、二以上の発明が「同一の又は対応する特別な技術的特徴」を有しているか否かで単一性の要件を判断することとし、PCTとの調和を図った。

¹ 特許法第36条第6項

特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

また、以下の審査基準については、現在作成・改訂作業を進めており、2004年度中に公表する予定である。

(v) 「優先権」の審査基準の作成

優先権については、これまでまとまった審査基準が作成されておらず、近年その必要性が高まっていた。そこで、優先権の主張の効果の判断手法、優先権の審査上の取扱いについて明記する方向で、審査基準の作成を進めている。

(vi) 「実用新案技術評価書」の審査基準の見直し

実用新案技術評価書の的確性及び分かり易さを向上すべき、との実用新案制度ワーキンググループでの指摘を受け、新規性・進歩性等が欠如しているとの評価をする際には評価の理由を記載する等の方向で、審査基準の見直しを行っている。

(vii) 「審査の進め方」の審査基準の見直し

2003年11月の公表以来10年以上が経過したことから、他の審査基準の改訂箇所を反映させる形で全面的な見直しを進めている。改訂にあたっては、基準全体を明確化するとともに、制度の趣旨を盛り込みながら審査実務を時系列的に順を追って説明する方針である。

f. 担当弁理士の明確化

大手特許事務所が代理する出願手続、審判手続等の中には、特許事務所の代表者等のみが願書や審判請求書に表示されていて、その出願等を実際に担当している弁理士が明示されていないケースが多く見られた。また、特許業務法人が代理人の場合や、複数の代理人が選任されている場合には、審査官又は審判官が、どの弁理士に連絡をとればよいか不明な状況も生じていた。

このような状況に対して、特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループからは、出願毎にその担当弁理士を明記し、面接要請等には、担当弁理士が責任をもって対応する必要がある旨報告された。

この報告を受け、2004年4月1日以降に出願される出願、同日以降に請求される審判請求で、複数の代理人がいる場合又は代理人が特許業務法人の場合には、願書等に担当弁理士を表示すること、及び、原則、担当弁理士が面接等を行うことを、日本弁理士会等を通じて依頼した。

なお、担当弁理士の表示は、願書等の【代理人】又は【選任した代理人】欄の中に【連絡先】の欄を設けて、「担当」と記載することにより行うこととした。

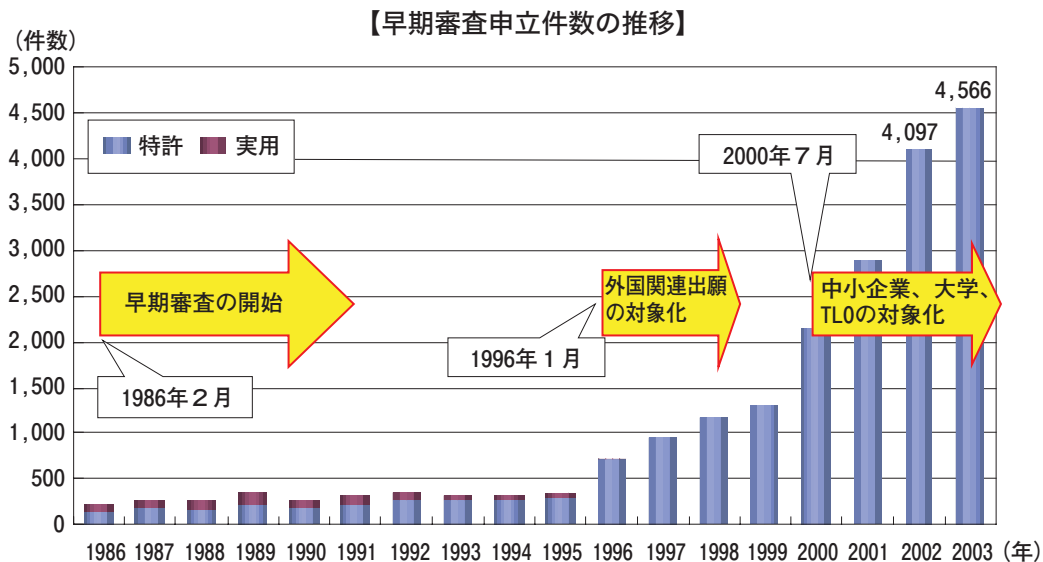
担当弁理士が明確化されることにより、審査官及び審判官と代理人との意思疎通がさらに円滑化されることが期待される。

②出願人ニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

特許審査に対する出願人ニーズが多様化する中、戦略的な特許取得など出願人の知的財産戦略を支援するため、特許庁では以下の施策を実施している。

a. 早期審査の推進

研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的とし、出願人の早期権利取得ニーズにより適切に応えるため、既にその発明を実施している（あるいは2年以内に実施予定の）実施関連出願や、外国にも出願している外国関連出願、また資力の乏しい中小・ベンチャー企業や、研究成果の社会への還元が期待される大学・TLO、公的研究機関からの出願について、事情説明書の提出を前提に、早期審査を行っている。近年の対象の拡大や手続きの簡素化、普及啓発等により、早期審査制度の利用件数は大幅に増加しているが、2004年7月からは、①「外国関連出願」の対象範囲を拡大し、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願が行われている場合は、国際出願の段階であっても（まだ外国の特許庁の国内段階に入っていないなくても）、対応する国内出願を早期審査の対象とするとともに、②「中小企業」の範囲を中小企業基本法に定める中小企業から「特許出願に関する先行技術調査の支援制度」（第4部第2章1. 中小企業等に対する支援を参照）の対象となる中小企業の範囲と同じになるように拡大した。今後も、制度の更なる利便性向上を図ることによって、その活用を更に促進し、早期の権利化が必要な出願に適切に対応していく。なお、2003年の平均審査順番待ち時間は、早期審査の申し出から約2.5か月となっている。



b. 国際出願と先の国内出願の同時着手の運用明確化

国際出願の優先権主張の基礎等となっている先の国内出願について、出願人の早期権利取得ニーズに応えるため、我が国特許庁では、国際出願と先の国内出願を同時着手する運用を明確化し、2003年10月より本格的に運用を開始した。同時着手の利用により、出願人は先の国内出願の早期の権利取得を行うことができ、日本の審査結果を利用した海外での円滑な権利取得が期待される。すなわち、先の国内出願の審査請求を行うとともに国際出願の願書に利用請求の記載を行い、優先権主張の基礎出願の場合には、さらに国際出願について日本国の指定を取り下げる等の手続きを行うことにより、早期審査の申し出の手続きを行うことなく、先の国内出願は早期に審査着手される。また、国際調査手数料の一部返還を受けられることができるという利点もある¹。

¹ 国際出願日が2004年1月1日以降の国際出願について、調査手数料97,000円のうち41,000円が返還される。国際調査手数料の一部返還の詳細については、特許庁ホームページ (http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/researching_fee_return.htm) を参照。

c. 出願人・代理人との巡回審査の推進

出願人・代理人の見解を十分かつ適切に把握し得るよう、従前の庁内における面接に加え、1996年度から審査官との直接の意見交換の機会に乏しい地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象とした巡回審査を実施している。2003年度は全17府県において総計1404件の巡回審査を行った。2004年度も、総計1400件の出願に対し、巡回審査を行うことを目標としている。

d. 関連出願連携審査の着実な実施

互いに技術的に密接に関連した一連の出願（関連出願群）について、技術説明・面接などを通じ体系的に技術内容を把握した上で、一括して審査を行う関連出願連携審査を行っている。今後も、関連出願連携審査を着実に実施することにより、出願人の戦略的な特許取得を支援していく。

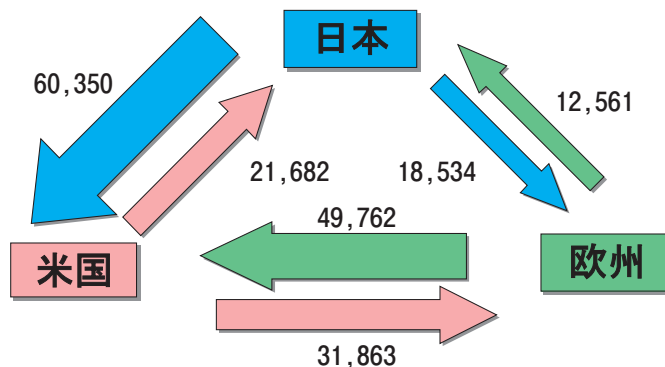
③特許審査に関する国際協力の推進

特許権の重要性に対する認識の高まり、経済のグローバル化に伴い、多数の国での権利化のニーズが高まり、世界的に特許出願が急増している。各国特許庁においては、増え続ける滞貨にどのように対処するかが大きな課題となっている。一つの特許出願が複数の国に出願された場合には、同じ特許出願について先行技術調査や審査を重複して行うこととなる。日米欧三極間においてはこのような重複出願は年間約19万件にも昇り、これらの重複出願をいかに効率的に審査するかが滞貨解消の一つの鍵である。このような観点から特許庁は他国の特許庁と協力し、他庁の行った先行技術調査・審査の結果を利用する特許審査協力の取組を推進している。

【国際的出願の重複審査】

日米欧の三極間では、年間19万件が他の地域へ重複して出願されている。
 → 知的財産の保護の効率化を図るためには、
 国際協力が不可欠

日米欧三極地域間での出願件数 (2003)



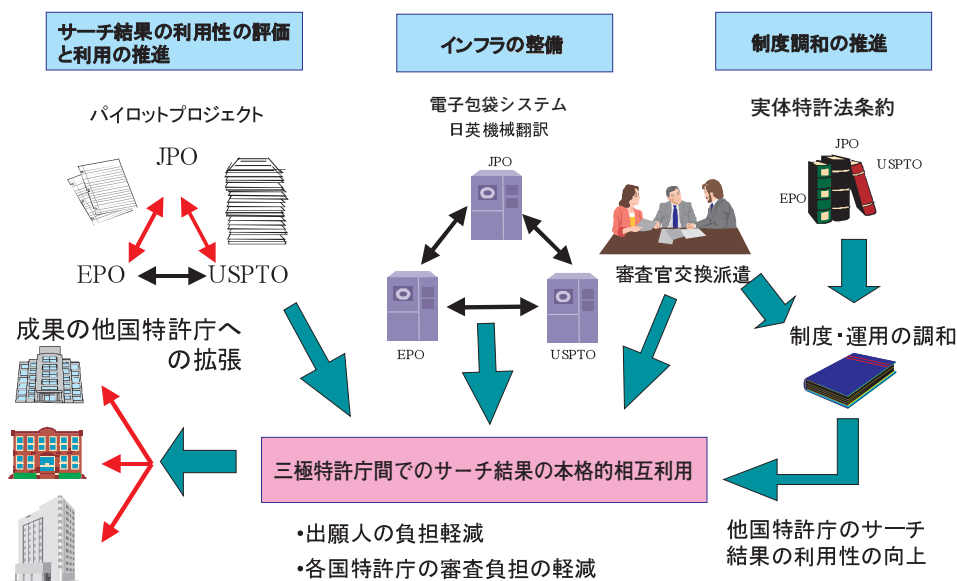
(備考) 米国、欧州における特許出願件数は、それぞれ米国特許商標庁の報告値(2003年)、欧州特許庁年次報告書(2003年)に基づく数値。なお、欧州からの出願件数は、2003年のEPC加盟国27ヶ国のデータを集計。また、欧州に対する出願件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、EPC加盟国の各特許庁分は含まれていない。

a. 相互利用プロジェクト

日米欧三極特許庁では、長官合意のもと、他庁が行った先行技術調査結果の利用性を評価するための二国間パイロット・プロジェクトを実施してきた。2003年11月の三極長官会合においては、他庁の調査結果を利用することにより、各庁の審査負担の軽減効果があることを確認した。この結果を踏まえ、各庁の審査書類を相互に参照可能とする電子包袋システム（後述）を構築することに合意した。また、相互利用プロジェクトの分析の結果、新規性・進歩性の判断を正確に行い高品質な特許権を設定するためには、日本語文献を十分に調査することが欠かせないことも示された。

先行技術調査結果の相互利用の取組は、特定の技術分野においても行われている。DNA・アミノ酸配列の技術分野においては、日米欧三極特許庁のサーチ結果が大半のケースで一致することが確認された。現在、このような分野のサーチ結果について電子的に先行技術調査結果を交換するシステムについて検討を行っている。また、化学構造検索を行う必要がある技術分野においても、先行技術調査結果の利用性の評価に向けたプロジェクトの準備を進めている。

【特許審査に関する国際協力の取組】



b. 電子包袋システムの構築

日米欧三極特許庁では、上記相互利用プロジェクトの結果を受け、先行技術調査・審査結果を本格的に相互利用する環境を構築すべく、各庁の審査書類を相互に参照する電子包袋システムを構築中である。現在、要求される仕様や機能、実現するための技術手段について検討を行っている。さらに、日本国特許庁においては、日本語で記載された審査書類を英語に自動翻訳して他庁に提供するための機械翻訳システムの開発についても進めている。

また、日米欧三極特許庁以外にも、中国、韓国との間において、電子包袋システムの構築についての検討を行うことが2003年11月の日中韓特許庁長官会合において承認されている。

c. 制度調和

特許制度の調和は、世界特許システム構築の大前提であるばかりでなく、海外への出願件数規模の大きい日本にとってはとりわけ実現のメリットが大きい。我が国はこのような認識のもとWIPOにおける議論に積極的に取り組んでいる。特許法の実体面における調和についての検討は、2000年11月の第4回WIPO特許法常設委員会以来、6回の会合で議論されたが、調和に向けた動きが難航している。このような事態を打開すべく、日米欧三極特許庁では、先行技術調査・審査の国際協力に必須の規定について限定して早期に議論を進めるための限定パッケージ案¹を取りまとめ、本年5月に開催された第10回WIPO特許法常設委員会において共同提案した。今後も、特許法の実体調和の早期実現に向け取組を推進していく。(第5部1章1.(2)「世界的な特許取得システム構築に向けた動き」を参照)

d. 審査官交換派遣

電子包袋システムが構築されれば、サーチ・審査結果を相互利用する環境が整うことになる。サーチ・審査結果を的確かつ効率的に利用するためには、先行技術調査の手法や審査に関する制度・運用の相違を理解することが必要であり、そのためには各特許庁間で審査官を相互に派遣することが必要である。また、同時に、先行技術調査手法や審査手法についての運用の調和を図ることも重要である。

このような認識のもと、日本国特許庁では欧州特許庁をはじめとして、イギリス、ドイツ、スウェーデン、韓国等の各特許庁間で審査官の交換派遣を実施してきた。さらに2004年4月からは、日米欧の審査官が集結して審査についての議論を行う場として三極審査官交換派遣を開始した。今後も引き続き着実に実施し、他庁の先行技術調査・審査結果の相互利用と運用の調和の推進を図っていく。

¹ 先行技術の定義、グレースピリオド、新規性、進歩性を最重要項目とし、この重要項目を優先して議論すべきという提案。